

# 横浜市記者発表資料

令和7年9月1日  
こども青少年局障害児福祉保健課

## 障害児通所支援事業所の指定取消処分について

横浜市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく特別監査を障害児通所支援事業所に実施した結果、不正請求及び虚偽の報告が認められたため、法の規定に基づき、次とおり、指定取消処分を行いました。今後、不正に請求していた給付費の返還を求めるとともに、不正請求に係る利用者負担分についても返還を指示します。

なお、当該法人は利用者及び市への返還について応じる意向を示しています。

### 1 設置者

合同会社 Good Bless（横浜市旭区さちが丘146）

代表社員 長谷川 美月

### 2 事業所名称等

- (1)事業所名 One step smile 二俣川教室
- (2)サービスの種類 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (3)事業所所在地 横浜市旭区さちが丘146
- (4)指定年月日 令和5年6月1日
- (5)定員 10名

### 3 処分内容

- (1)処分年月日 令和7年9月1日
- (2)処分内容 指定の取消し
- (3)指定取消年月日 令和7年10月31日

### 4 処分理由

- (1)不正請求（法第21条の5の24第1項第6号）

ア 令和5年6月から特別監査を実施した令和7年1月の前月まで、人員基準を満たした月が無かつたため、「サービス提供職員欠如減算」を算定しなければならないところ、人員基準を満たしているとして減算を免れた。

イ アの人員基準を満たしていない場合、「児童指導員等加配加算」を算定できないときがあるにも関わらず、算定していた。

ウ 特定の児童2名が、利用していないにも関わらず、いずれも複数回利用したこととして請求した。

エ 令和5年8月13日（日）に利用児童数が減算対象となる15人超の23人となったため、15人を超えた児童8人を利用しないこととし、定員超過利用減算（30%減）を免れた。

オ 令和5年8月13日（日）に利用していないこととした児童8人を、前日の8月12日（土）に利用したこととして請求した。

- (2)虚偽の報告（法第21条の5の24第1項第7号）

（1）アの人員基準を満たしていない事實を隠ぺいするため、勤務実績を偽造し、令和7年1月17日実施した特別監査にて、市に、事實と異なる勤務実績を提示した。

裏面あり

## 5 返還を求める概算額

令和5年6月から令和6年12月まで不正に請求し受領していた障害児通所給付費について今後下表のとおり法第57条の2第2項に基づき、不正請求額の返還（①）に加えて、その返還額（不正請求額）に100分の40を乗じた額の返還（②）も求めます。また、不正請求に係る利用者負担分についても返還（③）を指示します。

給付費の返還額			③利用者への返還額
① 不正請求額	② 加算額 (不正請求額×40%)	合計	
28,534,941 円	11,413,976 円	39,948,917 円	821,565 円

## 6 利用者について

令和7年10月31日付で指定が取り消されることにより、当該事業所は、当該法人による運営を終了します。事業者より利用者全員の意向を確認し、引き続き、障害児通所支援事業所の利用を希望される方に関しては、事業者において近隣の他事業所の利用を調整する等、利用の継続が適切に行われるよう指導します。

【参考】児童福祉法（昭和22年法律第164条・抜粋）

第21条の5の24 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第21条の5の3第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

六 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

七 指定障害児通所支援事業者が、第21条の5の22第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

第57条の2 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

お問合せ先

こども青少年局障害児福祉保健課長 高島 友子 Tel 045-671-4277